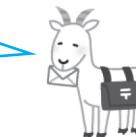


提出は郵送またはeLTAX(電子申告)をお願いします



令和8年度 市民税・都民税申告の手引き

【申告期限】
3月16日(月)まで

令和8年1月1日に武藏野市にお住まいの方は、下記のチャートで申告不要となる方を除き、原則として令和7年中の状況の申告が必要です。正確な税額、国民健康保険税などの算定のためにご協力をお願いします。

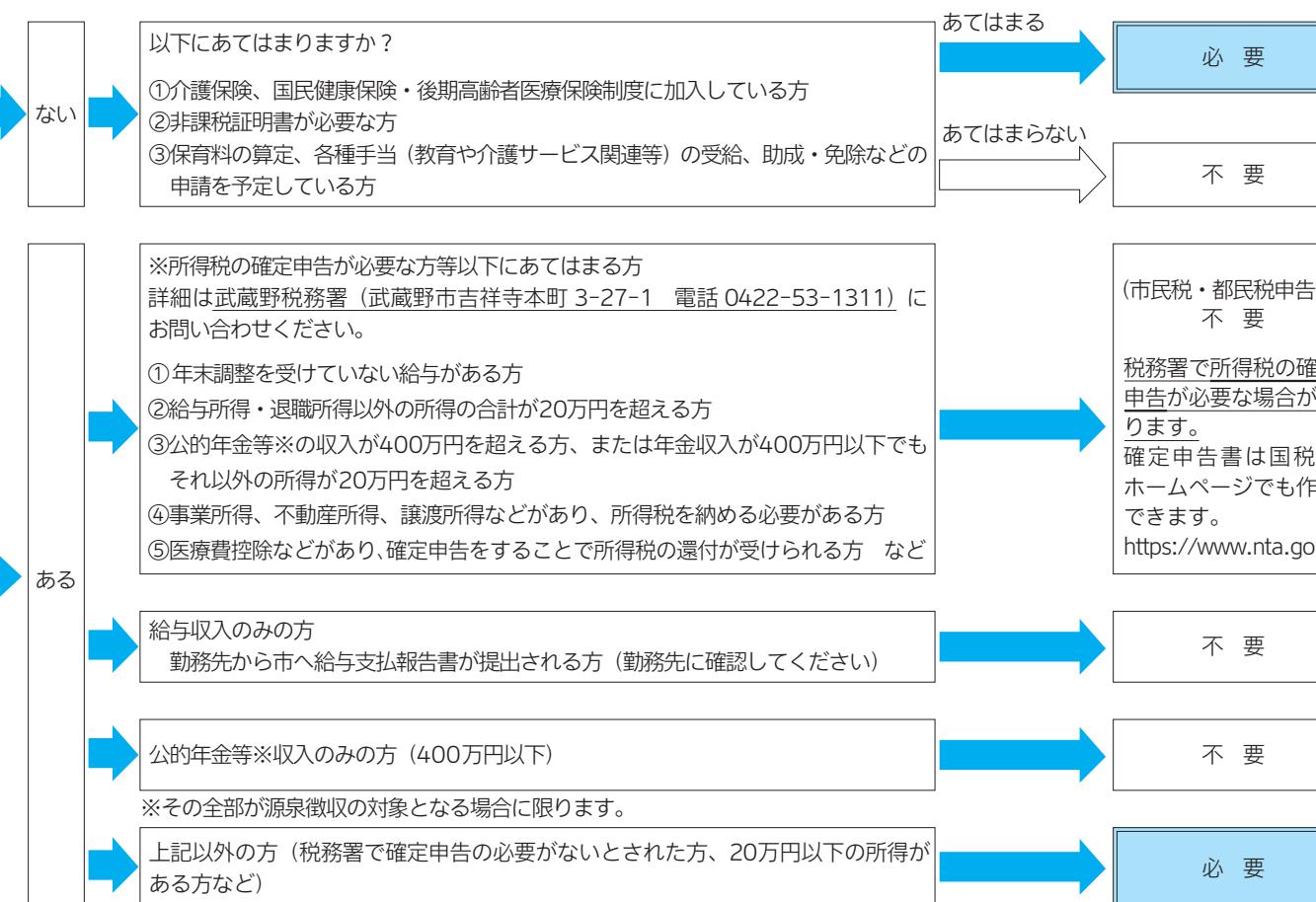
① 申告が必要か確認する

スタート

令和7年中の収入は?
(遺族年金、障害年金、失業給付金などの非課税所得のみの方は、「ない」に進む)

以下のチャートで、**必要**にあてはまつた方は、②に進んでください。

★下記に関わらず、住民税における控除のみ追加して受けたい場合(確定申告しない場合)は申告をしてください。



② 必要書類を用意し、申告書の作成をする ★収入、控除の書類は令和7年中のもの

申告書には黒インクで記入してください(筆記した文字等を消すことのできるボールペンは使用しないでください)。
記入方法は手引きの3~4ページをご覧ください。eLTAX(電子申告)については③もご覧ください。

項目	必要なもの
本人確認	次の1~3いずれかの書類をご用意ください(※郵送提出の際はコピーを同封)。 1 マイナンバーカード(両面コピー) 2 通知カード(記載された氏名・住所等が住民票の内容と一致している場合のみ)と本人確認書類※ 3 マイナンバーが記載された住民票・住民票記載事項証明書と本人確認書類※ ※本人確認書類の例:運転免許証、旅券(パスポート)、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の(療育)手帳、在留カード、特別永住者証明書、資格確認書(コピーの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分を塗りつぶしてください)など
収入	源泉徴収票(源泉徴収票がない場合は給与明細書など) その他の収入 収入金額や必要経費が分かる帳簿や領収書など
控除	社会保険料控除 控除証明書または領収書など(国民年金保険料についてはコピー不可) 生命保険料・地震保険料控除 控除証明書(コピー不可) 医療費控除 医療費控除の明細書または医療費のお知らせ(コピー不可) セルフメディケーション税制(医療費控除との選択適用) セルフメディケーション税制の明細書 障害者控除 障害者手帳、障害者控除対象者認定書等 配偶者控除・扶養控除 対象の親族が国外に居住の場合、親族関係書類と送金関係書類 寄附金税額控除 寄附した団体などから交付された寄附金の証明書など(コピー不可) 勤労学生控除 学生証、在学証明書など

③へ進む

③ 申告書・添付資料を提出する

申告会場は大変混雑することが予想されます。
郵送またはeLTAX(電子申告)のご利用をお勧めします。



申告会場 ※市民税・都民税のeLTAX(電子申告)についての作成補助やご相談は申告会場では受け付けておりません。

会場	日時	場所
本会場	2月16日(月)~3月16日(月) ※土・日曜、祝日は除く 午前9時30分から正午 午後1時から午後4時30分	市役所本庁舎西棟(411会議室) JR三鷹駅北口よりバス①番乗り場 田無橋場・北裏・武藏関駅行き乗車 約15分 ※昨年の申告会場と異なりますのでご注意ください。
出張受付会場	2月25日(水) 午前9時30分から正午 午後1時から午後4時	スイングスカイルーム(武藏野スイングビル10階) JR武藏境駅北口より 徒歩2分 武藏野市境2-14-1

★郵送での提出

同封の返信用封筒でご提出ください。

★eLTAX(電子申告)

令和8年度より、市民税・都民税の申告について、スマートフォンやパソコンからマイナンバーカードを利用して、eLTAX(エルタックス)のホームページ、マイナポータル及び市のホームページを経由する電子申告がはじめました。
詳細については、右記二次元コードから、住民税のページをご確認ください。



【個人住民税の電子申告について】

★医療費控除の明細書について

医療費控除の適用を受けるためには、医療費控除の明細書、医療費のお知らせ【医療保険者から交付を受けたもの(明細の記載を省略する場合)】の添付が必要です。医療費の領収書は添付せず、ご自宅で5年間保管してください。
医療費控除の明細書は、武藏野市ホームページよりダウンロードできます(市役所窓口等でもお配りしています)。



【令和8年度(令和7年分)個人住民税の申告】

よくあるご質問



昨年収入がなかった人も、申告する必要がありますか?

→市民税・都民税申告は、国民健康保険税の算定や軽減、非課税証明書の発行など、市の各種サービスの資格判定などにも幅広く使われています。そのため、所得の有無にかかわらずできる限り申告してください。
所得がなかった方は、手引き3ページに記入方法の説明があります。



税務署で確定申告の必要がないと言われました。市民税・都民税の申告は必要ですか?

→市民税・都民税の申告が必要な場合があります(例えば、公的年金等の収入金額400万円以下で公的年金等に係る雑所得以外の所得金額があるが、20万円以下である/控除の申告をすることで、市民税・都民税が減額になるなど)。判断に迷う場合は、市民税課までご相談ください。



申告書の控えをもらうことはできますか?

→①記入済みの申告書のコピー②切手を貼った返信用の封筒(住所・氏名明記)を同封してください。
申告受付書が必要な場合も、同様に返信用の封筒を同封してください。



納税通知書はいつ頃届きますか?

→市民税・都民税が課税になった方には、6月初旬にご自宅へ税額の通知を郵送します(給与から徴収する方は、5月中旬にお勤め先に通知をお送りします)。市民税・都民税が非課税の場合は、納税通知書は送付していません。

武藏野市財務部市民税課 〒180-8777 武藏野市緑町2-2-28
電話 0422-60-1823

申告書の書き方

※この手引きは書面で申告することを想定しています。
eLTAX（電子申告）はこれとは異なりますのでご注意ください。

令和7年1月1日から12月31日までの状況についてステップ①～④にしたがって記入してください。

★訂正する場合は記入例にならって、訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄など余白に適宜記入してください。

記入例

配 当	オ 906	80,000
給 与	カ 308	=70,000

ステップ① A. 住所、氏名、電話番号などを記入する

※すでに印字がある箇所は記載不要です。(誤り等がある場合には訂正してください)



以下、収入・控除に関して添付資料に記載されている情報は、申告書に転記不要です。

ステップ② 収入について記入する。

B. 収入がなかった方、非課税所得のみだった方

「合計⑫」の金額欄に「0」と記入してください。

収入がなかった方の例

- 扶養、仕送りされていた方
- 非課税所得（遺族年金・障害年金・失業給付金・育児休業給付金など）のみだった方
- 預貯金、借入れで生活していた方
- 生活保護を受給していた方

C. 収入があった方

ア. ①営業等：収入欄に令和7年中に確定した収入金額、所得欄に収入から経費を差し引いた金額、申告書裏面「7 事業・不動産所得に関する事項」に内訳を記入。
ウ. ③不動産：※個別に必要経費の計算が必要。
※経費の明細書類を添付。

オ. ⑤配当：上場株式等の配当金については確定申告をすると市民税・都民税でも合計所得金額に算入されます。その後の修正申告や更正の請求においてその選択を変更することはできません。
なお、一般株式の配当金は申告が必要です（裏面「8 配当所得に関する事項」に記入）。

カ. ⑥給与：令和7年分の源泉徴収票を添付、源泉徴収票に記載されていない収入を追加で申告する場合は合計額での記入が必要（カ）に収入額を記入／「⑥」の記入は無くても可。
※源泉徴収票がない場合は、勤務先にご確認ください。手に入らない場合には申告書裏面「6 給与所得の内訳」に内訳と勤務先情報を必ず記入。

キ. ⑦公的年金等（遺族・障害・福祉年金は除く）
令和7年分の源泉徴収票を添付、源泉徴収票に記載されていない年金収入を追加で申告する場合は合計金額での記入が必要（キ）に収入額を記入／「⑦」の記入は無くても可。

ク. ⑧業務（原稿料、講演料、食料品の配達など）
ケ. ⑨その他（生命保険個人年金など）
収入欄に令和7年中に確定した収入金額、所得欄に収入から経費を差し引いた金額を記入。申告書裏面「9 雜所得（公的年金等以外）に関する事項」に内訳を記入。

※種目ごとに必要経費の計算が必要。
※生命保険個人年金は、保険会社の作成する申告用の資料に必要経費が記載されています。

シ. ⑪一時：収入額から必要経費と特別控除（最高50万円）を差し引き、2分の1にした金額を所得欄に記入。申告書裏面「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に内訳を記入。

ステップ③ 控除について記入する。

D. 所得から差し引かれる金額

⑪社会保険料控除：添付する源泉徴収票に記載されていない自分で納めた健康保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、雇用保険料、介護保険料、厚生年金保険料、国民年金保険料などの支払金額。内訳を「おもて面」左上の⑪「社会保険料控除」に、合計額を「おもて面」右下「社会保険料控除⑪」に記入。
※国民年金保険料は、支払額の証明書類を添付（コピー不可）。

⑫小規模企業共済等掛金控除：控除証明書を添付（コピー不可）。おもて面右下の「小規模企業共済等掛金控除⑫」に記入。

⑬生命保険料控除：控除証明書を添付（コピー不可）。おもて面右下の⑬の記入は無くても可。

⑭地震保険料控除：控除証明書を添付（コピー不可）。おもて面右下の⑭の記入は無くても可。

G. 所得から差し引かれる金額（雑損控除、医療費控除）

⑮雑損控除：おもて面左下⑮には本人や生計同一の親族が受けた災害・盗難などによる損失額などを記入（おもて面右下の⑮の記入は無くても可）。
※損害の証明書類を添付。

⑯医療費控除：以下（1）（2）いずれかを選択。いずれの場合も「おもて面」左下の「⑯医療費控除」の「415 医療費実質負担額」に金額を記入。「おもて面」右下の「医療費控除⑯ 402」には金額は記載しないでください。

（1）医療費控除
本人や生計同一の親族のために支払った医療費の支払額を記入した「医療費控除の明細書」を作成して添付。医療費の領収書の添付や提示では控除を受けられません。
※明細書には、治療を受けた方の氏名、支払額、医療機関・薬局名を記入してください。医療保険者から交付された医療費のお知らせ（原本）を添付すると、その分の明細を記入省略できます。

（2）セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）
おもて面右下の「医療費控除⑯」のところにある「区分」の□に「1」と記入してください。おもて面右下の「医療費控除⑯ 402」に金額の記載はしないでください。
健康の維持増進及び疾病の予防への一定の取組を行っている方が、本人や生計同一の親族のために特定一般用医薬品等を購入した金額を記入。セルフメディケーション税制の明細書を添付。
※特定健康診査、予防接種、定期健康診査、健康診査及びがん検査

E. 所得から差し引かれる金額（寡婦、ひとり親、勤労学生、障害者の控除）

⑰寡婦控除：夫と離婚し子以外の扶養親族がいる女性や、夫と死別したのに婚姻していない女性のうち、令和7年の合計所得金額【注1】が500万円以下の方は「おもて面」左上の寡婦控除および「死別」もしくは「離婚」の左の□にチェック（✓）してください（おもて面右下の寡婦控除の記入は無くても可）。

⑱ひとり親控除：生計同一の子（令和7年の総所得金額等【注2】が58万円以下）がいる方で、令和7年の合計所得金額【注1】が500万円以下の単身者は、「おもて面」左上の「ひとり親控除」の左の□にチェック（✓）してください（おもて面右下のひとり親控除の記入は無くても可）。

⑲勤労学生控除：本人が大学等の学生で、①令和7年の合計所得金額【注1】が85万円以下で②給与所得等以外の所得が10万円以下の場合、「おもて面」左上の勤労学生控除の左の□にチェック（✓）して令和7年12月31日時点の学校名を記入。学生証などのコピーを添付（おもて面右下の勤労学生控除の記入は無くても可）。

⑳障害者控除：本人が障害者手帳などを交付されている場合、「おもて面」左上の⑳に本人の氏名、「障害の程度」欄に手帳の種類と等級を記入。65歳以上の方で、障害者控除対象者の認定書の交付を受けた方（市役所高齢者支援課へ申請）も控除対象になります（おもて面右下の障害者控除の記入は無くても可）。

F. 所得から差し引かれる金額（扶養している親族等）

●以下の条件※にあてはまる方について配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除・特定親族特別控除の適用をうける場合、または、扶養親族が16歳未満である場合は、「おもて面」左「②」～「⑯」または「16歳未満の扶養親族」に該当者の氏名、生年月日、同居別居の別、続柄、マイナンバーを記入してください。

●別居の場合は申告書裏面「12 別居の扶養親族等に関する事項」にも氏名・住所を記入してください。

●同一生計配偶者がいる場合、「同一生計配偶者」の左の□にチェック（✓）してください。

●配偶者の所得が58万円超133万円以下のときは「509 配偶者の合計所得金額」にも記入してください。

※・生計同一の配偶者について…令和7年の合計所得金額【注1】が133万円以下

・生計同一の親族について…令和7年の合計所得金額【注1】が58万円以下

●障害者手帳などを交付されている場合には、障害の程度などを上の「⑩」に氏名とともに「本人」の欄の例にならって記入してください。

●特定親族である場合のみ「②～⑯ 扶養控除・特定親族特別控除」の特親欄に「○」を記入し、控除額欄に控除額を記入してください。

☆控除額の確認方法：特定親族の合計所得金額（給与収入金額）を確認し、左記の控除額一覧から該当する金額を記入してください。

※特定親族の対象…令和7年の合計所得金額【注1】が58万円超123万円以下（おもて面右下の「配偶者（特別）控除」「扶養控除」「特定親族特別控除」の記入は無くても可）

●扶養控除などの適用を受けない場合でも、給与収入額が850万円を超える以下のいずれかの条件を満たす方を扶養する場合は、申告書裏面「15 所得金額調整控除に関する事項」に該当者の氏名などの記入をしてください（申告書「おもて面」への記入はしないでください）。

・23歳未満（平成15年1月2日以降生）の扶養親族

・特別障害者である同一生計配偶者

・特別障害者である扶養親族

●国外に居住する親族を扶養する場合には別途証明書類が必要です。

「②③④の記入は無くても可です。
【注1】合計所得金額：「2 所得金額」の「合計⑫」欄の総所得と山林・分離課税所得を合計した金額
【注2】総所得金額等：【注1】から、純損失、雑損失の線越控除をしたものの記入はしないでください。

☆控除について詳細はホームページをご覧ください。



ステップ④ そのほか該当する項目を記入する。

H. 給与・公的年金等に係る所得以外の市民税・都民税の納税方法

給与や公的年金等以外の所得にかかる住民税の納税方法について、希望がある場合には該当の□にチェック（✓）をつけてください。

裏面

I. 寄附金に関する事項

該当する各項目に寄附した金額を記入してください。武藏野市の条例指定団体は、東京都と同じです。寄附先から交付された証明書などを添付してください（コピー不可）。